

あなたの入会を待っています!

～のばそう! 健康寿命、担おう! 地域づくりを～

クラブは、地域の密着した組織です。

地域を熟知しており、多種・多様な経験・経歴と豊富な知識・技術を持った高齢者の団体です。健康・生きがいを保ち、「福祉社会形成の担い手」として、活動しています。

地域づくり (社会貢献)

～地域を豊かにする安全・安心のまちづくり活動～

健康づくり (健康寿命を延ばす)

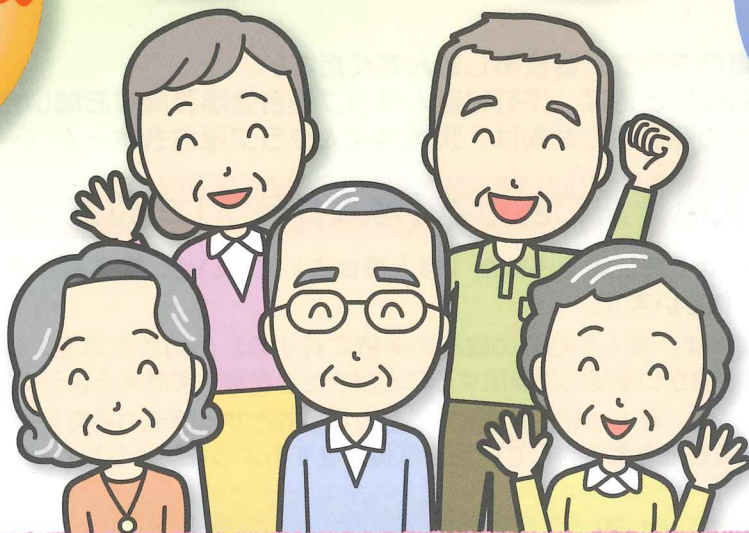
～心と体の健康づくり・介護予防活動～

仲間づくり (同世代の連帯・支え合い)

～趣味・教養活動でのつながりと友愛活動～

生きがいづくり (生活の充実)

～自らの生活を豊かにする楽しい活動～



健康寿命

- ★ 健康寿命をのばし、自立した生活、生きがいある生活の実現を目指します。
- ★ 仲間や地域の高齢者とともに継続的な健康活動に取り組みます。

地域づくり

- ★ 他世代や関係団体と連携し、安全・安心の住みよい地域づくりを目指します。
- ★ 元気高齢者の知識・経験・活力を生かす場づくり・機会づくりを広げます。

お問い合わせ先

城東ハピクラブ

〒310-0012

水戸市城東3丁目1-47 城東市民センター

TEL 029-221-9974 Fax 029-221-9974

あなたの「豊かな能力」をクラブ活動で活かしてください！ あなたの生きがいを見つけませんか

こんな活動をしています！

生きがいづくり

趣味・文化・レクリエーション等

健康づくり

健康学習・運動・体力測定等

仲間づくり

例会・声かけ・友愛・親睦・旅行等

地域づくり

環境美化・リサイクル・
ボランティア・世代間交流等

老人クラブの組織

単位
老人クラブ

市町村
老人クラブ連合会

茨城県
老人クラブ連合会

全国
老人クラブ連合会

※単位クラブ相互の調整と広域的な共同事業を推進するために「連合会」を組織しています。

入会の方法

- 入会する際は、地域の単位クラブに直接申し込んでください。
- 最寄りのクラブが分からないときは、市町村老人クラブ連合会事務局にお問い合わせください。
- 市町村老人クラブ連合会の問い合わせ先は、茨城県老人クラブ連合会ホームページに記載しております。

老人福祉法における「老人クラブ」の位置づけ

老人クラブは、昭和38年8月に施行された「老人福祉法」において、老人福祉を増進するための事業を行う者として位置づけられています。

第13条 地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業を実施するように努めなければならない。

2 地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。



み と ハ ビ

水戸市高齢者クラブ事務局

〒310-8610 水戸市中央1-4-1 高齢福祉課1F

Tel: 029-232-9174 Fax: 029-232-9112

入 会 申 込 書 (令和 年 月 日)

ふりがな		年 齢		
氏 名	男・女	歳	電話番号 ()	-
住 所	〒 -			

※この申込書は、入会手続き以外には使用いたしません。